

感染症の予防及び蔓延防止のための指針

1 基本方針

りんぐ訪問看護ステーション(以下「事業所」という)は、利用者及び従業者等(以下の「利用者等」という)の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために授業書は、感染症の原因の特定及び蔓延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下の通り

- ①利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、長官出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等
- ②感染抵抗性の低下をした人に発生しやすい感染症 メチシリン体制黄色ブドウ球菌感染症(MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等
- ③血液、体液を介して感染する感染症肝炎(B 型肝炎、C 型肝炎)

3 感染症発生時の具体的な対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる

- ①発生状況の把握
- ②感染拡大の防止
- ③医療措置
- ④区市町村への方向
- ⑤保健所及び医療機関との連携

4 感染対策委員会の設置

事業所内での感染の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会(以下「委員会」という)を設置する

- ①事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を似て「専任の感染対策を担当する者」(以下「担当者」という)とする。
- ②委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が交互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある
- ③委員会は、定期的(年 2 回以上)かつ必要な場合に担当者が招集する。
- ④委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について競技するものとする。

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の整備・更新
- ウ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- エ 感染症発生時の措置(対応・報告)
- オ 研修・教育計画の策定及び実施
- カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

5 従事者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及び蔓延防止のための研修」及び「訓練(シミュレーション)」を次の通り実施する

①新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う

②定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年に 2 回以上実施する

③訓練(シミュレーション)

事業所内での感染症が発生した場合に備えた訓練を年 1 回以上実施する

6 指針の閲覧

「感染症の予防及び蔓延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

本指針は令和 7 年 4 月 1 日から施行する